

概要版

# 一宮町

子ども・子育て支援事業計画

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

平成 27 年 3 月

一宮町

## はじめに

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地域社会や家族形態の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は、近年大きく変化しています。このような社会環境において、子育てへの不安や負担感、孤立感を感じる家庭は少なくなく、多様な子育て支援の充実が求められています。

こうした中、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、長生郡市の市町村が広域的なサービス提供の観点から「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」を合同で策定し、各種の子育て支援施策を展開してまいりました。

このたび、子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、本町のこれまでの取組と平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援事業計画を兼ね備えた一体的な計画として、本計画を策定しました。

本計画では、平成 26 年に策定した「一宮町保育所整備基本計画」に基づき、就学前の子どもの教育・保育環境の充実へ向けて施設整備を図るとともに、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えることができるよう、基本理念である「緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子」の実現へ向けて、取組を進めてまいります。

今後とも、本計画の推進に対し、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「一宮町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

一宮町長 **玉川 孫一郎**

## 計画の趣旨・目的

平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

本計画は、新制度におけるサービス等の円滑な実施のため、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく定めるとともに、これまでに進めてきた住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で推進してきた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

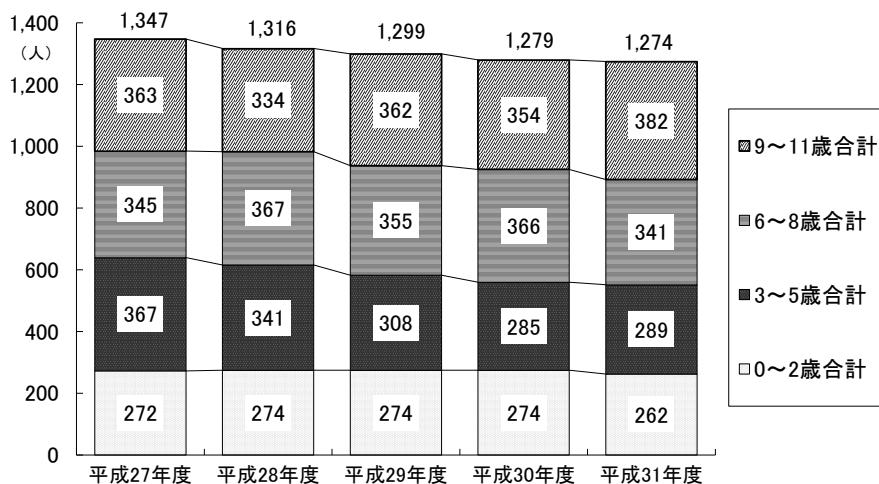
## 計画の期間

平成 27（2015）年度から、平成 31（2019）年度までの 5 年間を期間とします。

## 計画の基本方針

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、平成27年には1,347人に、平成31年には1,274人になり、5年間で70人前後の減少が見込まれます。

### <推計児童人口>



町内にある公立3か所、私立1か所の保育所については、入所児童数の増加により、各保育所の定員超過が慢性化し、施設の老朽化も深刻な問題となっていたため、平成26年度に「一宮町保育所整備基本計画」を策定しました。

### <保育所整備の概要>

施設名	内容
町立 一宮保育所	平成28年度に社会福祉法人等による民営化で一宮地区の高台へ移設(平成27年度～用地選定)し、平成29年度に定員170人の認定こども園として開園。
町立 原保育所	現状を維持し、平成35年度に整備計画の検討を開始。
町立 東浪見保育所	平成27年度に社会福祉法人等による民営化で移設(平成26年度～用地選定)し、平成28年度、定員80人の認定こども園として開園。
私立 愛光保育園	平成26年度に従来の敷地内に建て替え。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。就学前の子どもの教育・保育環境の充実へ向けて施設整備を図っていくとともに、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりが必要です。

## 教育・保育提供区域の設定

町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域については全町一地区と設定します。

## 計画の基本理念

本町では「緑と海と太陽の町」と一宮町町民憲章に定め、先人たちが培い伝えてきた伝統と文化と自然の恵みを一層大切に、より豊かにより美しくより調和のとれた活力のあるまちを目指しています。

この考え方を受け、本計画における基本理念を以下のように定めます。

<基本理念>

### 緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

子どもは、社会の宝であり、未来を担う大切な存在です。

子どもを育てていくためには、子育ての当事者や事業者だけではなく、地域の住民が日々の暮らしの中で子どもの育ちを温かく見守っていくような体制づくりが重要です。地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに向け、意識の啓発に努めていきます。

自然豊かな一宮町において、住民一人一人が、子どもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるまちを目指し、本計画を推進します。

また、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で推進してきた各施策については、基本目標を以下の5つに再編成して、引き続き推進に努めていきます。

#### 1 地域における子育ての支援

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、すべての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

#### 2 親子の健康の確保及び増進

妊娠期から幼児期まで、母親と子どもの健やかな育ちのために、検診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。

#### 3 子どものための教育環境の充実

子どもの心身健やかな成長のために、保育所、小学校が連携して、様々な体験学習などを取り入れながら、「生きる力」の育成に努めます。

#### 4 安全で安心な子育て環境の整備

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。子育てしやすいまちづくりのため、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせるよう、意識の啓発と環境の整備に努めます。

#### 5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

ひとり親家庭や、障害児を持つ家庭など、きめ細かな支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じた支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

## 分野別施策の体系

基本理念、基本目標に基づき、個別施策の推進に努めます。

### 緑と海と太陽と みんなで育てる 未来の子

#### 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②教育・保育サービスの充実
- ③児童の健全育成
- ④経済的支援の充実

#### 親子の健康の確保及び増進

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

#### 子どものための教育環境の充実

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ②家庭や地域の教育力の向上

#### 安全で安心な子育て環境の整備

- ①良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進
- ②子どもの安全の確保

#### 家庭に対するきめ細かな支援の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

## 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策

新制度では、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されました。

### 【保育の必要性の認定】

年齢	認定区分	内容	利用先
3歳児～ 就学前児童	1号認定	教育を希望	幼稚園・認定こども園
	2号認定	保護者の就労、妊娠・出産、病気などの理由により、保育が必要と認定された子どもで、保育所等の利用を希望	保育所・認定こども園 ※幼稚園を希望する場合は、幼稚園の利用も可
3歳未満	3号認定	保護者の就労、妊娠・出産、病気などの理由により、保育が必要と認定された子どもで、保育所等の利用を希望	保育所・認定こども園

本町では、「一宮町保育所整備基本計画」に基づき、平成31年度に390人（こども園短時間児30人、保育所・こども園長時間児360人）の利用定員で実施できるよう、施設の整備をしていきます。また、町内2か所の認定こども園の開園に伴い、教育・保育の一体的な提供に努めます。さらに、年長児童の小学校への体験入学等、保育所（認定こども園）と小学校の連携にも努めます。

		27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
認定こども園 短時間児	①見込量 1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし) 2号認定こども(3歳以上幼稚園の利用希望が強い)	18	16	14	14	14
	②提供量	0	10	30	30	30
保育所・ 認定こども園 長時間児	①見込量 2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者) 3号認定こども(0歳) 3号認定こども(1、2歳)	416	397	375	359	354
	②提供量	320	330	360	360	360
合 計		320	340	390	390	390

愛光保育園が  
新園舎で保育開始  
(定員 80人)

東浪見保育所が  
認定こども園として開園  
(定員 80人)

一宮保育所が  
認定こども園として開園  
(定員 170人)

## 地域子ども・子育て支援事業の確保策 1

地域子ども・子育て支援事業については、次のとおりに取り組んでいきます。

事業名	内容	確保策
1 利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	役場・保健センター・保育所等において、情報提供等の取組を行っていきます。事業としては、今後の5年間のニーズにより、実施の有無を検討します。
2 地域子育て支援拠点事業	乳幼児を中心とした親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。	愛光保育園での実施に加え、平成28年度、平成29年度に開園する認定こども園に子育て支援センターを併設し、実施箇所を拡大します。
3 妊婦健康診査	妊婦健康診査にかかる費用について、14回分の助成を行います。	健診費用の助成を継続していきます。
4 乳児家庭全戸訪問事業	新生児がいる全家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。	新生児のいる全家庭を対象に保健師等による訪問を実施していきます。
5 養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。	支援が必要な家庭を訪問し、養育相談支援等を行います。必要に応じて「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」により関係機関と連携を図ります。
6 子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うもので、短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。	事業者の参入も見込まれないため、実施は見送ります。今後の住民のニーズに応じて、検討していきます。
7 ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	子育て当事者同士が、信頼関係を築き、預かり合いを行う事業を展開しており、町では保育士や保健師を講師として派遣するなど、今後も住民の自主的な活動に対し協力・支援を行っていきます。
8 一時預かり事業	〔一般型〕 主に昼間に保育所その他の場所において、未就園の乳幼児を一時的に預かる事業です  〔幼稚園型〕 幼稚園・認定こども園における通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。	平成27年度は、一宮町保育所及び愛光保育園で実施します。その後は、平成28年度、平成29年度に開園する認定こども園において実施するとともに、原保育所でも施設改修を行い、町内保育所すべてで同様のサービスが提供できるように努めます。また、認定こども園の開園後は、在籍する短時間児を対象とした一時預かりを実施する予定です。
9 延長保育事業	保育短時間である8時間又は保育標準時間である11時間を超えて保育を行う事業です。	平成27年度は一宮町保育所で実施します。平成28年度、平成29年度に開園する認定こども園及び原保育所において本サービスの充実に努めます。
10 病児保育事業	子どもが急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で緊急的な対応を行う事業です。	白子町の酒井医院と委託契約し実施していません。今後も継続して施設と委託契約していきます。

## 地域子ども・子育て支援事業の確保策 2

事業名	内容	確保策
11 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後・土曜日・長期休業日に、学校の特別教室、振武館和室を利用して、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。	平成26年度に施設を1箇所増設しており、町内3か所の実施を継続します。今後も設備及び運営の向上に努めます。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	今後の国の審議状況や他の市町村の状況を踏まえて検討します。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	今後の国の審議状況や、他の市町村の状況を踏まえて検討します。

## 計画の推進にあたって

本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

計画の進捗については、福祉健康課を主管課に、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に生かすとともに、住民に対して、町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。



一宮町キャラクター 一宮いっちゃん

## 一宮町子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行日 平成27年3月  
 発行 一宮町福祉健康課  
 〒299-4396 千葉県一宮町一宮 2457  
 TEL : 0475-42-1415 FAX : 0475-42-1426